2016年8月3日

東京高等裁判所刑事部　御中

第三次 再審請求申立書

請求申立人

1　請 求 の 趣 旨

請求人に係る、平成8年(う)1401号事件(名誉毀損被告事件)につき、1996年12月11日、東京高等裁判所第9刑事部が言い渡した有罪判決に対し、以下の理由により再審の請求をする。

2　請 求 の 理 由

刑事訴訟法第435条に定められている。有罪判決を受けた者の利益になる場合だけである。具体的には以下の通り。

① 証拠となった証言・証拠書類などが、虚偽であったり偽造・変造されたものであったことが証明されたとき。
② 有罪判決を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。
③ 判決の証拠となった裁判が、確定裁判によって変更されたとき。
④ 有罪判決を受けた者の利益となる、新たな証拠が発見されたとき。
⑤ 証拠書類の作成に関与した司法官憲が、その事件について職務上の罪を犯したことが確定判決によって証明されたとき。

前回・前々回の再審請求申立の理由は、①②④⑤、この各項の要件を満たす、確かな証拠を添えて請求申立をした、受理は適ったものの三者協議(刑事訴訟規則178条10)に至らず却下となった。
そこで第三次請求としては、③の判決の証拠が。確定裁判によって変更されたとき。この証拠の新規性として、証拠の標目に記載された証人らの警察員面調書の供述は虚偽であるとする、証言を事実認定した判決書を証拠提出する。
更に、平成10年(ワ)1957号、損害賠償請求訴訟の判決書には、「被告両名が捜査機関に対して、請求原因主張に係る内容の供述をしていることは明らかである」　この虚偽告訴を認める判決は、16年前に確定している。

裁判を一言でいえば、「適正な法の手続き」に尽きる、申立人は証拠調べ(事実調べ)を省略した、有罪答弁制度紛いの偽装刑事裁判で懲役刑に送られた。
法治国家の無法地帯・・裁判所　裁判の仕組みが　犯罪も　捜査も　裁判も　弁護も　仲間内でやれる裁判に「裁く側と捜査する側の不正」がある　公判調書偽造で立証された。

証拠標目の真正確認訴訟の確定裁判から証明された新証拠群

1 平成22年(ワ)第932号事件
園田洋子の司法警察員調書は二通とあるが、事実は一通であると証明された。

2 平成22年(ノ)第3号事件
鎌田チエの司法警察員調書は、チエでなく"チエ"であり、虚偽記載である事実。

3 平成25年(ワ)第914号事件
峯岸久枝の司法警察員調書は作成されておらず、虚偽記載であると証明された。

4 平成25年(ワ)第2083号事件
三上万里子の司法警察員調書も作成されていない、虚偽記載であると証明された。

（証　拠）

一　被告人の公判供述

一　被告人の司法警察員調書五通（乙二ないし六）、検察官調書二通（乙七、八）

2

一　失踪　園田義明の司法警察員調書五通、検察官調書

一　実況見分調書三通

一　1 園田洋子（二通）2 鎌田チエ、青柳浩子（二通）、後藤フサ　3 峯岸久枝及び

存在が確認出来ず　存在が確認出来ず

1

一　失踪　須崎スミエの検察官調書二通

4 三上万里子の司法警察員調書

一　捜査報告書四通

（法令の適用）

証拠方法
証拠 ①②③④⑤を提出する。

以上